

防災会からのお知らせ

あなたとあなたの大切な人を守りましょう

最近、不審者やストーカーまがいの行為が急増しています。気を付けてください。

先日もマンション敷地内まで進入し、エントランスホールや廊下で写真を撮られるなどの事件がありました。明らかにプライバシーの侵害です。

個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする「ストーカー規制法」に係る犯罪です。

もし、不審者と思ったら、すぐに110番をしてください。また、防犯ブザーの携帯やできるだけ広い明るい道を通るなど、自分自身や家族の中でも対策を考えましょう。

実際に困っておられるのなら、兵庫県警ストーカー対策室（078-371-7830）へも相談してみましょ。詳しくは、県警ホームページ

<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/stalker/taisaku/index.htm>

上記にアクセスしてみましょ。

ストーカー対策は、早期解決がポイントです。

